

## 第7章 消火活動計画

### 1 計画の概要

震災対策編 第3編第7章「1 計画の概要」を準用する。

※ 震災対策編の「地震発生時の」を除く。

### 2 消火活動計画フロー

震災対策編 第3編第7章「2 消火活動フロー」に同じ。

### 3 初期消火

#### (1) 住民等による初期消火

災害が発生したときは、家庭、職場等においては、コンロや暖房器具等の火を消すなど出火を防止するとともに、出火した際は、次により対処する。

① 鶴岡市消防本部又は鶴岡市消防署三川分署に速やかに通報（電話、駆け込み）するとともに、自身の安全を確保しながら、消防団活動協力員など近隣住民等に協力を求めて消火に努める。

② ブレーカーを切る、ガスの元栓を閉める等して、二次災害の防止に努める。

#### (2) 自主防災組織等による活動

地域、職場等の自主防災組織及び自衛消防組織は、自身の安全を確保しながら、鶴岡市消防本部や消防団が到着するまでの間、消防水利、可搬式小型動力ポンプその他の防災資機材を活用して初期消火にあたり、火災の延焼を防止するとともに、付近住民の避難誘導及び救助活動を行う。

### 4 火災防禦活動

#### (1) 鶴岡市消防本部による活動

鶴岡市消防警防規程のとおりとする。

#### (2) 消防団による活動

消防団は、鶴岡市消防本部と緊密に連携して、次により火災防禦活動を行う。

① 消防団員は、災害が発生した場合は、出動規定に基づき速やかに機材置場（消防ポンプ車庫）等に参集し、消防資機材等を準備する。この際、参集途上において周囲の被害状況等の情報を収集するよう努める。

② 出動に際しては、周辺住民に対し拡声器等により延焼の警戒を呼びかける。

③ 現地の火災の状況を把握し、電話や無線等によりその内容を町等へ連絡する。

④ 火災防禦活動にあたっては、地域住民や自主防災組織等と協力し、迅速かつ効果的な火災防禦活動にあたる。常備消防の部隊が到着したときは、鶴岡市消防本部又は消防署長の所轄の下、協力して火災防禦活動にあたる。

### 5 広域応援要請

大規模な災害が発生した場合には、火災及び負傷者の同時多発等により出動対象が激増する一方、被災地域の消防機関は、職員や施設・資機材の被災、通信・交通の遮断等によりその機能が低下し、火災防禦活動を十分に行うことができなくなることが予想される。

このような場合、町長は、躊躇なく他の市町村長等に対して広域応援を要請する。

(1) 県内市町村等への応援要請

町長は、自らの消防力のみでは十分に防衛し得ないと認める場合は、「山形県広域消防相互応援協定」、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」及び「大規模特殊災害時における広域航空隊応援実施要綱」等に基づき、知事又は市町村長等に対して広域応援を要請する。

(2) 他都道府県への応援要請

知事は、町長からの応援要請を受けた場合、又は県内の消防力のみでは対応しきれないと判断した場合は、速やかに消防庁に対して、「緊急消防援助隊の応援等の要請に関する要綱」に基づく緊急消防援助隊の出動要請や「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援要請等を行う。

(3) 応援受け入れ体制

町長又は知事は、緊急消防援助隊の応援が決定された場合は、「山形県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、次により応援受け入れ体制を整備する。

- ① 応援隊の結集場所、誘導方法の明確化
- ② 応援隊との指揮命令・連絡体制の明確化
- ③ 応援隊の野営場所、ヘリポートの確保